

【介護職員等特定処遇改善加算について】

介護職員の処遇改善につきましては、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受け、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- 賃上げ以外の処遇改善における、取り組みの見える化を行っていること。

【見える化要件とは】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

資質の向上

当社の取り組み
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する、認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対する、マネジメント研修の受講支援等。
・長年サービスにお伺いしている利用者様にサービス提供責任者と共にお伺いして利用者様の変化等を確認しながら、利用者様に寄り添うサービスを行っている。

職場環境・処遇の改善

当社の取り組み
・新人さんの早期退職防止のため新人担当を設けている。
・ミーティング、情報の共有を行い職員間のコミュニケーションを取りやすい環境作りを行っている
・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減。
・健康診断・メンタルケアにて聞き取り健康管理を行っている。
・事故。ヒヤリハット、トラブル防止のマニュアルの作成し責任の所在の明確化。

その他

当社の取り組み
・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
・職員の増員により業務負担の軽減を図る。
・利用者本位のケア方針など、介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。